



#### 4. 当法人の配分例（厚労省の通知を基に試算）

（例）経験・技能のある介護職員 = 介護福祉士 + レストフルヴィレッジ経験 8 年以上  
 配分比率 = 4 : 2 : 1  
 月額特定加算額 = 50 万円（特養利用者数により毎月変動あり）  
 常勤換算職員数 = 令和元年 8 月現在の職員数により試算

	介護福祉士 経験 8 年以上	他の介護職員	その他の職種	計
配分比率	4	2	1	7
当該常勤換算職員数	7.1	27.7	11.9	46.7
配分係数	28.4	55.4	11.9	95.7
総月額改善額	148,380	289,446	62,173	500,000
1 人あたり月額改善額	<u>20,899</u>	<u>10,449</u>	<u>5,225</u>	
1 人あたり年額改善額	250,784	125,392	62,696	
総年額改善額	1,780,564	3,473,354	746,082	6,000,000

- 1) 月額の特定加算額は特養の利用者数により変動するため、1 人当りの改善額も毎月変動する。
- 2) 職員数は入退職に伴い変化するので、配分係数も毎月変動する。
- 3) 経年により、経験・技能のある介護職員が増員し、配分係数も変動する。
- 4) 給与の昇給により、法定福利費の増額が個人によって異なる現象が生じる。

※ 上記の毎月の混乱を避けるため、特定加算支給額は概算で固定支給し、従来の処遇改善金の年度末調整とともに特定加算支給額も年度末調整し、余剰金が生じた場合は一時金として配分・支給します。

※ 以上の結果より、毎月の特定加算の概算支給額を下記の通り設定しますので、ご理解をいただきたいと思います。

（正職員）経験・技能のある介護職員 = 20,000 円／月－法定福利費 = 17,000 円  
 他の介護職員 = 10,000 円／月－法定福利費 = 8,500 円  
 その他の職種 = 5,000 円／月－法定福利費 = 4,250 円  
 （非常勤職員）上記支給金額÷172 時間×勤務時間数－法定福利費

※ 本制度は今年度 10 月より適用されるため、皆さんの給与に反映されるのは 12 月支給の給与からとなります。よろしく、お願いいたします。

令和元年 9 月

社会福祉法人宝珠会 理事長 内藤 和か子  
 レストフルヴィレッジ 施設長 神内 擴行